

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○認証食品の認証

(食産業振興課)

一

○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

(教育庁高校教育課)

一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

二

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

三

収用委員会

○七ヶ浜海岸花測浜事件裁決手続開始決定

三

告 示

○宮城県告示第五百三十五号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は 製造業者の名称	製造業者の名称 又は 製造所等の所在地
------	-----	-------------------------	---------------------------

百一	ジャム類	富谷町ブルーベリー生産組合 横田善悦 組合長	富谷町ブルーベリー生産組合	黒川郡富谷町明石字二反目三十二番地一
----	------	---------------------------	---------------	--------------------

二 認証年月日

平成二十八年五月三十日

○宮城県告示第五百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 平 勝

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十八年五月二十二日	氏 家 敏	大崎市古川川熊字長清百三十六番地	理事
平成二十八年五月二十二日	後 上 孝行	大崎市田尻字町二百三十五番地	理事
平成二十八年五月二十二日	大 柳 正彦	大崎市田尻沼部字百塚五十番地	理事
平成二十八年五月二十二日	今 野 建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事

平成二十八年五月二十二日	鈴木 求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
平成二十八年五月二十二日	大柳 武男	大崎市古川長岡針字山王十四番地	理事
平成二十八年五月二十二日	高山 正夫	大崎市田尻大沢字田部堂二 四番地	理事
平成二十八年五月二十二日	細川 孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
平成二十八年五月二十二日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事
平成二十八年五月二十二日	後藤 清夫	大崎市田尻沼部字十文字四番地	理事
平成二十八年五月二十二日	佐々木 重司	大崎市古川沢田字中門三十九番地一	理事
平成二十八年五月二十二日	石川 忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
平成二十八年五月二十二日	金田 貴裕	大崎市古川椽ノ目字飯塚江四十五番地	理事
平成二十八年五月二十二日	高橋 春喜	大崎市田尻小松字寺浦三十八番地	理事
平成二十八年五月二十二日	佐藤 正名	大崎市古川小野字朽木橋六十五番地	理事

二 退任した者

平成二十八年五月二十一日	氏 家 敏	大崎市古川川熊字長清百三十六番地	理事
平成二十八年五月二十一日	佐藤 殖治	大崎市田尻大嶺字金田三十番地	理事
平成二十八年五月二十一日	後上 孝行	大崎市田尻字町二百三十五番地	理事
平成二十八年五月二十一日	石川 忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
平成二十八年五月二十一日	佐藤 勝	大崎市古川小野字窪九番地	理事
平成二十八年五月二十一日	今野 建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事
平成二十八年五月二十一日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事

公 告

平成二十八年五月二十一日	佐々木 重司	大崎市古川沢田字中門三十九番地一	理事
平成二十八年五月二十一日	鈴木 求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
平成二十八年五月二十一日	永塚 健悦	大崎市古川小林字沢田二十八番地	理事
平成二十八年五月二十一日	後藤 清夫	大崎市田尻沼部字十文字四番地	理事
平成二十八年五月二十一日	高山 正夫	大崎市田尻大沢字田部堂二 四番地	理事
平成二十八年五月二十一日	細川 孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
平成二十八年五月二十一日	大柳 武男	大崎市古川長岡針字山王十四番地	理事
平成二十八年五月二十一日	大柳 正彦	大崎市田尻沼部字百塚五十番地	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 東松島市赤井字川前四番四十八番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 東松島市赤井字新川前二十六番地一 アーバン
 ハイツ有明二〇六
 木村 彬人

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 柴田郡柴田町船岡中央二丁目四番百二十六、四番二百五の各一部（第三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

柴田町

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年六月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市愛島笠島字上平百二番一、百三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

岩沼市桜五丁目九番七号
猪股 昌俊

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

第一条 宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の三」を「第四十八条の四」に、

「第四十八条の二(期日前投票における関係規定の適用の特例)」を

「第四十八条の三(期日前投票所の投票箱の保管)」

「第四十八条の二(期日前投票における関係規定の適用の特例)」

「第四十八条の三(期日前投票所の投票箱の保管)」

「第四十八条の四(期日前投票所の投票箱の保管)」

「及」及び専ら手話通訳を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイトを等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画のために口述を要約して文書図画に表示すること(以下「要約筆記」という。))に改める。

別表第四選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の項第四号中

「(三) 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内」を

「(三) 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内」を

「(三) 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内」に改める。

(四) 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元以内」

第二条 宮城県公職選挙執行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十八条の三」に、

「第四十八条(繰延投票の事由発生届等)」を

「第四十八条(繰延投票の事由発生届等)」

「第四十八条の二(共通投票所の借料承認の手続)」に、「第四十八条の二(第四十八条の四)」を

「第四十八条の三(共通投票所に関する規定の準用)」

「第四十八条の四(第四十八条の六)」に、「第四十八条の二(第四十八条の四)」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の五」に、「第四十八条の四」を「第四十八条の六」に改める。

「第四十八条の四」を「第四十八条の六」とし、第四十八条の三中「第四十八条の二(期日前投票所経費)第三項の規定並びに」を「第四十八条の三(期日前投票所経費)第四項の規定及び」に改め、同条を第四十八条の五とし、第四十八条の二を第四十八条の四とする。

第六章中第四十八条の次に次の二条を加える。

(共通投票所の借料承認の手続)

第四十八条の二 第二十八条(投票所借料承認の手続)の規定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第四条の二(共通投票所経費)第三項の規定及び県の選挙において共通投票所の借料を要するときの手続について準用する。

(共通投票所に関する規定の準用)

第四十八条の三 第二十九条から第三十一条まで、第三十三条第二項並びに第七十条第一項及び第二項の規定は、共通投票所について準用する。

附則

この告示中、第一条の規定は、平成二十八年六月三日から、第二条の規定は、平成二十八年六月十九日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年六月三日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 宮城県
- 二 事業の種類 花浜地区海岸改修工事（宮城県宮城郡七ヶ浜町花浜字表浜二地先海浜地から同町花浜字浜沼地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県宮城郡七ヶ浜町花浜字表浜一

地番	地目	地積（平方メートル）	地積（平方メートル）
	公簿		
四三番	保安林	保安林	一、六二五
			一、四九九・五八
			五九八・六五

- 四 土地所有者の氏名及び住所
土地所有者不明
- ただし、登記名義人 亡遠藤甚藏 法定相続人 別冊のとおり
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
高山開墾合資会社
宮城県宮城郡七ヶ浜町花浜字高山無番地No. 36
ただし、土地登記簿上の住所 仙台市東二番町一三五番地
権利の種類 地上権
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年五月二十三日